

◎新潟県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 351号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
小千谷市高梨町字堤原959番1から	新	9.5～12.3メートル	251.2メートル
同市高梨町字堤原869番3まで	旧	7.0～12.0メートル	251.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道403号、県道三仏生片貝線と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
小千谷市高梨町字堤原959番1から	新	9.5～12.3メートル	251.2メートル
同市高梨町字堤原869番3まで	旧	7.0～12.0メートル	251.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道351号、県道三仏生片貝線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三仏生片貝線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
小千谷市高梨町字堤原869番3から	新	9.5～12.3メートル	251.2メートル
同市高梨町字堤原959番1まで	旧	7.0～12.0メートル	251.2メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道351号、403号と重用